

災害対策基本法等の一部を改正する法律と防災まちづくりについて

研究センター副所長兼研究理事
前 内閣府大臣官房審議官（防災担当）兼災害対策法制企画室長
佐々木 晶二

（まえがき）

筆者は前職において、平成 25 年 6 月 21 日に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律について、法制化の責任者を務めていた。その法改正の概要を広く、周知するとともに、防災まちづくりとの連携のアイデアを提示したい。

I 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要について

1 はじめに

この災害対策基本法等の一部を改正する法律は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、昨年 6 月に成立した災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号。以下「平成 24 年改正法」という。）に引き続き、さらなる法制上の措置を講じたものである。

具体的には、平成 24 年改正法の附則第 2 条において「政府は、東日本大震災（略）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるもの

とする。」とされていたことなどから、中央防災会議の報告に基づき、以下の改正を行ったものである。

大きく分けて、5 つの項目にわけて、その趣旨と概要を本文で説明するとともに、法律上、制度上、検討した論点については、補注で補足する。

2 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

東日本大震災は、極めて大規模な災害であったために、地方公共団体の対応能力を超える場面がみられた。そのような場合の国の支援の仕方と地方との役割分担を明確化するため、以下の改正を行った。

（1）災害緊急事態への対処の拡充

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合に、必要に応じて内閣総理大臣が発することができ「災害緊急事態の布告」があったときの対処について、現行法が定めるもののほか、以下を追加した（注 1）。なお、災害緊急事態の布告は、南海トラフ巨大地震のような、被災地の人的・物的被害に加えて、全国レベルの経済的混乱や国民生活の支障が生じるような大規模広域災害に対して行われることが前提である。

①対処基本方針の作成による政府の一体性の確保（法第 108 条及び第 105 条関係）

災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策だけでなく、国民生活や経済活動等の国の経済秩序の維持のための大方針が不可欠である。このため、対処基本方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処する規定を創設した（注 2）。

②国民への協力の要求（法第 108 条の 3 関係）

非常に大規模な災害が発生した場合に、深刻な物資不足・物価高騰等の経済的・社会的混乱が発生することを未然に防止するため、内閣総理大臣が国民全体に対して、物資の買占めの自粛等について、国民に協力を要請できることとした。この規定では国民に努力義務のみ課しており、過度な国民の負担にならないよう配慮している。

（2）国による被災地方公共団体の支援強化第 86 条の 13 関係）

災害の発生により地方公共団体がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合に、国が被災自治体を支援するため、必要な規定を創設した。

① 国の地方支分部局の長等に対する応援の要求（法第 74 条の 3）

都道府県知事は、災害応急措置だけでな

く災害応急対策全般について、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（例えば、国土交通省地方整備局長）等に対して、応援を求めることができる。この場合、指定地方行政機関等の長には応諾義務が発生する。

②指定地方行政機関等の長による応急措置の代行（法第 78 条の 2）

指定地方行政機関等の長は、市町村又は都道府県が実施できなくなったときは、応急措置のうち救助・救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置を代行しなければならないものとした。

③内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第 86 条の 3）

平成 24 年改正により、第 86 条の 8 から第 86 条の 12 までの規定を新設し、市町村の区域外に広域一時滞在する場合の、市町村の長の間協議、都道府県外にいく場合の都道府県知事の間協議を創設した。今回、これに加えて、内閣総理大臣は、平成 24 年改正で措置した協議等について市町村及び都道府県が実施できなくなったときには、内閣総理大臣が代行して必要な協議をしなければならない旨の規定を創設した。

（3）法律に基づく規制の特例（法第 86 条の 2 から第 86 条の 5 まで等関係）

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるもの等として当該

災害を政令で指定したときは、避難所等に関する特例、臨時の医療施設に関する特例、埋葬及び火葬の特例、廃棄物処理の特例の4つの特例を必要な範囲で講ずることができるよう、規定を整備した（注3）。なお、災害緊急事態の布告があったときは、政令が定められたものとみなして、これらの特例措置を自動的に適用できることとしている。

2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

（1）緊急避難場所の指定（法第49条の4から第49条の6まで等関係）

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、津波の際に低地の防災センターに逃げて被害を増大させた釜石市の事例など、東日本大震災では被害拡大の一因となったと考えられている。

このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、市町村長は、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに、きちんと分けて、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として、あらかじめ地域防災計画に指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないこととした。

（2）避難行動要支援者名簿の作成（法第49条の10から第49条の13まで関係）

東日本大震災においては、健常者に比べ、

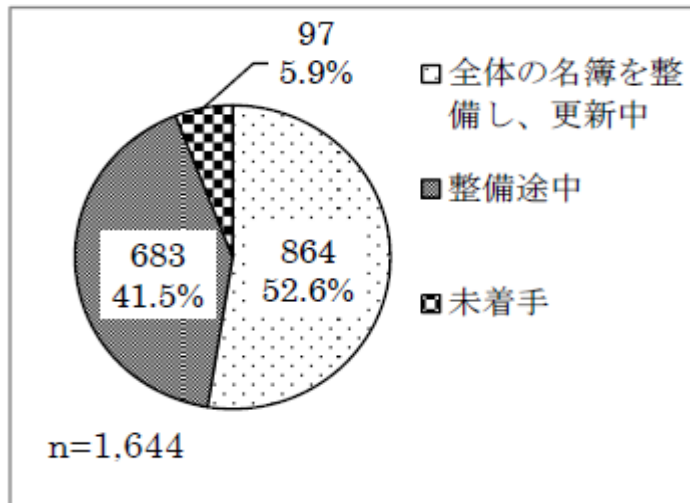
高齢者、障害者等の命が高い確率で失われたが、これら的高齢者、障害者等が避難行動をする際に支援を受けるために必要となる、名簿の作成については、個人情報保護の制約等から、名簿作成の取り組みは5割程度と、必ずしも十分に進んでいない状況にある（図表2-1）。

このため、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととし

（図表2-2）、その際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、名簿作成のために必要な情報を目的外利用することができる（注4）。

また、事前には、当該、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを可能とするとともに、災害発生時又は発生するおそれがある場合には、当該本人の同意なしに、避難支援等関係者に対して提供することができる（注5）。

(図表 2 - 1) 災害時要援護者名簿の作成状況

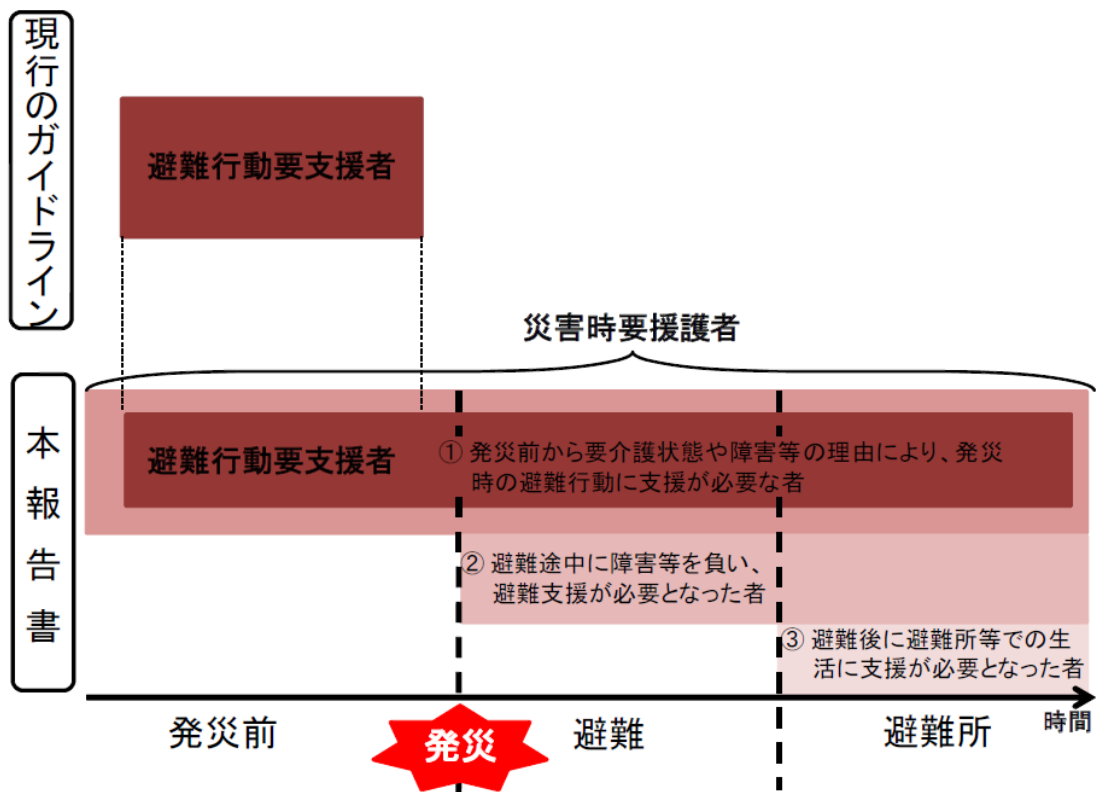


(備考) 消防庁報道資料

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h23/2307/230708_1houdou/03_houdoushiryou.pdf)

より転載。

(図表 2 - 2) 災害時要援護者と避難行動要援護者との概念整理



(備考) 内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する報告書」(平成 25 年 3 月)より転載。

**(3) 避難指示等の具体性と迅速性の確保
(法第 60 条から第 61 条の 3 まで関係)**

改正前の災害対策基本法において、市町村長は「避難のための立退き」を勧告又は指示することができる」と規定されている。

しかし、内水氾濫や小規模河川の洪水など浸水の深さは深刻にならないような災害や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して立ち退くことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある（注 6）。

このため、従来の「避難のための立退き」に加え、屋内での待避（垂直避難を含む）その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置についても指示できることとしたものである。

また、避難指示等の発令に当たっては、専門的・技術的な知見が必要となるケースがしばしばあることから、市町村長から指定地方行政機関の長（地方気象台長や地方整備局長を想定）等又は都道府県知事に対し、当該避難指示等に関する事項について、必要な助言を求めることができることとした。そして、助言を求められた指定地方行政機関の長等に対しては応答義務を課している。

(4) 防災マップの作成（法第 49 条の 9 関係）

市町村長は、指定緊急避難場所、避難路その他住民の円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらを記載した防災マップなどの印刷物の作成に努めるとともに、その配

布等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 被災者保護対策の改善

(1) 指定避難所の基準の明確化（法第 49 条の 7 等関係）

市町村長は、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を、指定避難所としてあらかじめ指定しなければならない。

(2) 被災者支援のための情報基盤の整備

① 安否情報の提供（法第 86 条の 15 関係）

災害発生時に家族等が被災者の安否を知ることができるよう、市町村長又は都道府県知事は、安否情報の照会があったときは、当該地方公共団体の個人情報保護条例の規定にかかわらず（注 7）、被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、照会をした家族等に安否情報を回答できることとした。

② 罹災証明書の交付（法第 90 条の 2 関係）

災害発生後に、個々の被災者がその被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、これまで法律上の根拠によらない市町村の自治事務として行われていた罹災証明書の交付を法的に位置付け、市町村長は、遅滞なく、被災者に対して罹災証明書を交付しなければならないこととした。

「遅滞なく」と規定したのは、東日本大

震災において罹災証明書の交付に長時間を要し結果として被災者支援が遅れたことを踏まえたものである。

③ 被災者台帳の作成（法第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 関係）

市町村長は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成することができるものとし、この場合において、市町村長は、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を活用できることとしたものである。

なお、「できる」規定として作成を義務づけなかったのは、現状において、被災者情報を管理する業務システムを整備している市町村の割合が 15%程度にとどまっていることを踏まえたものである（注 8）。

（3）被災者の広域避難のための運送の支援（法第 86 条の 14 関係）

平成 24 年法改正においては、物資についてプッシュ型で国から被災地に供給及び運送ができるよう、法第 86 条の 16 から第 86 条の 18 の規定を整備したところである。

今回は、物資に加え「被災者の運送」という観点から、広域的な避難を行う必要がある場合に備え、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対して、被災者の運送を要請することができ、正当な理由なしに要請に応じないときは指示することができることとしたものである。この規定は災害救助法第 7 条の輸送関係者への都道府県知事による従事

命令の前段階の措置と整理できる。

（4）災害救助法の一部改正

東日本大震災の際に都道府県から要望の強かった、他都道府県に救助の応援に行った場合の費用について国が一時的に立て替える制度については、災害救助法において、関係規定を整備した。

（5）内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

被災者支援の実施の一元化のため、災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）の一部の所管を、厚生労働省から内閣府に移管するため、両府省の設置法を改正した。

4. 平素からの防災への取組の強化

（1）基本理念の明確化（法第 2 条の 2 関係）

本法には、これまで各主体の責務は規定されていたが、基本理念が定められていなかった。しかしながら、我が国では今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念されており、これらの大規模広域災害への対策の充実・強化が喫緊の課題であることから、各主体に共通する考え方として、「減災」の考え方や、「自助」「共助」「公助」のバランス、「ハード・ソフト」の適切な組み合わせ等の基本理念を明記した。

(2) 各主体の役割の明確化

① 市町村の責務（法第5条関係）

基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、住民に最も近い基礎自治体である市町村が市町村の地区内の住民や自主防災組織等が行う自発的な防災活動を一層促進する責務を有する旨を明らかにしたものである。

② 民間事業者の責務等（法第7条第2項及び第49条の3等関係）

東日本大震災では、災害応急対策等に関し多くの民間事業者の協力があつたが、本法に基づく指定公共機関等以外の民間事業者は、これまで法律上、住民としての責務を有するに過ぎなかった。このため、災害応急対策等に関する事業者の責務として、災害時における事業活動の継続的实施並びに国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策への協力に努めることを規定し、官民が一体となって災害対策に取り組むことを明らかにした。

また、国及び地方公共団体等は、災害応急対策又は災害復旧についての協力を得ることを必要とする事態に備え、物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。）との協定の締結や、その他必要な措置を講ずるよう努めることとしたものである。

具体的には、災害発生時の道路啓開のために道路管理者と建設業団体が協定を結ぶことなどが想定される。

③ 住民の責務（法第7条第3項関係）

基本理念に盛り込んだ「自助」の観点から、住民の責務の例示として、食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄や防災訓練への参加を明記することとしたものである。

例えば、首都直下地震発生時には大量の帰宅困難者が発生することが想定されているが、各人がオフィスに水や食料を備蓄することによって大幅に帰宅困難者の問題が軽減されることが考えられている。

④ ボランティアとの連携（法第5条の2関係）

災害時におけるボランティアが果たす役割の大きさを踏まえ、国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努めなければならないことを規定した。

(3) 地区防災計画（法第42条及び第42条の2関係）

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができる。

この場合、提案を受けた市町村防災会議は、必要に応じ、市町村地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めなければならないこととした。これは、地区に実際に居住する住民や事業者が自発的に多様な防災活動について計画をつくり、避難活

動などの防災活動を行うことを想定しており、例えば、津波が想定されている地区で作成が進められている「逃げ地図」（注9）などの取り組みとの連動が期待される。

5. その他

（1）災害の定義の見直し（法第2条関係）

現行法の災害の定義においては、暴風、豪雨など相当程度の被害をもたらす自然現象を例示しているところ、「崖崩れ」「土石流」「地滑り」といった土砂災害はいずれも、これまで豪雨、豪雪、地震等の既存の例示ないし「その他の異常な自然現象」に含まれるものとして解されてきたところである。

改正法では、異常な現象ごとに指定緊急避難場所を指定する（2.（1）参照）こととしたことを踏まえ、異常な自然現象の例示として、我が国において年間約1,000件発生している「崖崩れ」「土石流」「地滑り」を追加し、災害の定義を明確化した。

（2）インターネットを利用した情報提供（法第51条）

現行法においては、都道府県知事又は市町村の長は、災害の警報の通知や伝達のため緊急を要する場合には、放送事業者に放送を行うことができることとされていた。

これに加えて、近年のインターネットの発達に伴い、ヤフーやグーグル等のポータルサイトなどに対して、事前に協議を行った上で、災害時に情報提供を求めることができるものとした。

（3）都道府県が災害の状況等を報告できなくなったときの指定行政機関による情報提供（法第53条第7項関係）

平成24年法改正において、市町村にかわって都道府県が情報収集に意を用いることを規定したが、さらに、都道府県の機能も低下する場合には、指定行政機関が所掌事務に関する災害の情報収集に意を用いることを規定した。

6 今後の災害対策基本法に関する課題

今回の災害対策基本法等の一部改正は、大規模災害からの復興に関する法律を相まって、予防段階から緊急時、応急対策から復旧・復興対策まで、シームレスに対応がとれるよう措置したものである。

中央防災会議の提言については、ほぼすべてを実現したものであるが、国会開会中の緊急政令のあり方については、国会において議論することが適切と考え、今回の改正では措置していない。

また、災害救助法と被災者生活再建支援法、災害弔慰金等の支給に関する法律は、今回は所管を内閣府に統一することのみの対応となっている。今後、被災者支援の運用を積み重ねていく中で必要に応じて制度面の検討も進めていくべきと考える（注10）。

II 災害対策基本法等の一部改正と防災まちづくりとの連携について

1 指定避難場所及び指定避難所の指定とそのための防災まちづくり上の対応について

緊急時に避難する高台などのスペースの確保や一定期間生活をする指定避難所については、防災まちづくりの中でも、例えば、防災公園として高台を用地買収して整備するとか、公園施設として整備した運動施設を指定避難所とするなど、様々な都市計画上の整備と連携して行うことが有益である。

また、指定避難場所として、既存の建築物を活用する場合に、外部から屋上に上がる階段の整備などについて、都市防災総合推進事業の活用も可能である。

2 逃げ地図を活用した地区防災計画の策定と津波タワーなどの防災施設の整備について

逃げ地図の作成によって、一定の地区、例えば、津波が想定される地区において、どのエリアが安全に高台に逃げられ、どのエリアがどうしても津波到達時間までに避難できないかがわかる。これを地区防災計画に位置づけた上で、どうしても津波到達時間までに避難できないエリアについては、津波避難タワーなどの防災施設を、都市防災総合推進事業や都市公園事業の公園施設として、国の支援を受けながら、整備することが可能である。

3 地区防災計画に避難計画を位置づけることによって、防潮堤の計画と連携を図ることについて

いわゆる百年に一回程度の頻度の高い津波については防潮堤を整備し、千年に一回程度の低頻度の津波に対しては、土地利用で対応することになっている。この場合に、

土地利用として単に千年に一回の津波が防潮堤を越えて浸水する区域に土地利用規制をかけるだけでなく、地区住民や事業者の避難計画を地区防災計画に位置づけることによって、過度の土地利用規制を抑制することや、さらには、高頻度の防潮堤の整備についても、その高さを抑える理屈として活用することが期待される（注11）。

4 事前復興まちづくり計画と物資等供給事業者等との協定の締結について

首都直下地震における密集市街地の事前復興まちづくり計画の策定が進んでいるが、その際の仮設住宅の建設や避難活動支援という観点から、例えば、地元工務店や地元建設事業者とあらかじめ市町村が協定を結ぶことによって、事前復興まちづくり計画の実現性を高めることができる。

5 その他

災害対策基本法は災害予防段階についても一般的に規定しているが、その仕組みが防災まちづくりと必ずしも連携していないのが現実である。今回提案したアイデアなど、市町村の防災部局とまちづくり部局が連携して、具体的にシナジー効果を高めることを期待したい。

（補注）

1) 災害発生時の災害緊急事態の布告については、現在、経済秩序の維持に限って、配給、価格統制、モラトリアムの3つに限って緊急政令が制定できる（法第109条）。今回の改正時において、これ以外に経済秩序の維持のために必要な法律事実は見だし得なかったため、緊急政令の対象事項は追加していない。なお、公共の秩序、治安の維持の観点からは、警察法第6章、自衛隊法第78条に措置されている内容で必要十分であり、災害対策基本法で措置すべき内容はないと考えている。

2) 第108条第5項の内閣総理大臣の指揮監督権は、内閣法第6条の指揮監督権を確率的に規定したものである。

3) いわゆる国民保護法に準じた規定である。

4) 市町村が作成した個人情報保護条例はすべて法令で定めた場合には目的外使用ができる規定を設けている。今回の災害対策基本法の規定は、その条例に定める法令にあたと考えている。

5) 平時にあたって名簿情報の提供されることに抵抗のある要支援者もいらっしやることを踏まえ、本人同意を原則としているが、市町村の条例に特別の定めをおいた場合には、平時においても、本人同意なしに名簿情報を外部に提供できることとしており、個人情報の利用と保護のバランスを図っている。なお、名簿情報をどこまで提供するかについては、地域防災計画に定めることによって限定が可能である。

6) 平成21年台風第9号の際の佐用町では、夜間、屋外に移動して避難した途中で被災した。佐用町の災害の詳細は、牛山・片田論文

<http://www.disaster-i.net/notes/2010JSNDS29-2.pdf> 参照。

7) 個人情報保護条例との関係は、注5の整理と同じく、本規定が個人情報保護条例の法令にあたと考えている。

8) 被災者台帳のまた、情報システムの統一についても、現状で導入している市町村の情報システムの統一がとれていないことも踏まえ引き続き検

討していく。

9) 逃げ地図については、

<http://www.nigechizuproject.com/>参照。

10) 被災者生活再建支援法の支給額については、今後の巨大災害において国民が負担できるかどうか、国と地方の財政負担が可能かなど、制度が持続可能なものとなるよう丁寧かつ慎重に議論すべきと考える。

11) 防潮堤の高さについて、中央防災会議の決定に基づき、「百年の一度程度の高頻度の津波に対応する高さまでは構造物を整備する、仮に地元がその構造物の高さを下げてもらいたいのであれば、地元住民の全員同意をもってくるべき」といった対応が、海岸管理者（通常、県）にみられる。このような条件に対しては、必ずしも全員同意でなくても、地区防災計画によって避難活動をきちんと位置づけているということで、海岸管理者に対する回答になると考える。

(参考文献)

1) 災害対策基本法等の一部を改正する法律の条文は、

http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/housei_minaoshi.html 参照。

2) 山崎栄一『自然災害と被災者支援』（日本評論社）

3) 津久井進『大災害と法』（岩波新書）

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

(備考) http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_01_1.pdf より転載